

# 条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 21 年度
条 例 名	神奈川県砂防指定地の管理に関する条例		
条 例 番 号	平成 15 年神奈川県条例第 8 号	法 規 集	第 11 編第 6 章
所 管 部 局 室 課	県土整備部砂防海岸課		
条 例 の 概 要	砂防法及び砂防法施行規程に基づく砂防指定地（砂防法第 2 条の規定により国土交通大臣が指定した土地をいう。）の管理、砂防設備占用料の徴収その他必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 （ 現在でも必要 な条例か。 ）	土砂の流出による被害を防止するため、砂防指定地において禁止もしくは制限すべき行為は、砂防法施行規程第 3 条により、都道府県の条例で定めることとされている。 また、砂防設備の占用の許可を受けた者は、砂防設備という公共の施設の一定スペースを排他的に使用するものであるから、占用料の徴収は必要であり、この占用料を徴収するため本条例は必要である。	【砂防指定地】 376 溪流、669 箇所 (平成 21 年 8 月末現在)
	有効性 （ 現行の内容で 課題が解決で きるか。 ）	本条例は、土砂の流出による被害を防止するため砂防指定地における禁止行為、許可を必要とする制限行為を定めており、有効に機能している。 また、砂防設備の占用料の額は、神奈川県流水占用料等徴収条例で定めることとしており、その決定方法は、適正かつ有効な方法を採用している。	【砂防設備占用料収入】 20年度 2,088,807円 19年度 2,034,818円 18年度 2,401,947円 17年度 2,226,692円
	効率性 （ 現行の内容で 効率的といえ るか。 ）	本条例では、土砂の流出による被害を防止するために必要な禁止行為、制限行為を規定しているが、その内容は目的を達成するために必要最小限で、効率的なものとなっている。	
	基本方針適合性 （ 県政の基本的 な方針に適合 しているか。 ）	砂防法及び砂防法施行規程に基づく砂防指定地の管理、砂防設備占用料の徴収その他必要な事項を定めるものであり、県民生活の安全・安心を掲げた神奈川県力構想の考え方に合致している。	
	適法性 （ 憲法、法令に抵 触しないか。 ）	砂防法に基づく内容となっており、憲法、その他法令に抵触しないものである。	
	その他		
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。 改正・廃止を検討する。	理 由	特 記 事 項
		現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では、改正・廃止の必要はない。	
次回見直し予定	平成 26 年度	見直し規定の有無	有 ・ 無